

都城盆地地区畜産用水 新規利用のご案内

令和7年4月

都城盆地畜産用水利用管理協議会

(都城市役所 農産園芸課 畑かん営農推進担当)

TEL : 23-2425

【1】利用に関する主な注意事項

1 畜産用水の使用制限に関して

- ・ 畜産用水の利用は、都城盆地地区畑地かんがい事業が完了するまでの暫定的な利用です。
- ・ 4つの用途（家畜の飲み水・畜舎の冷却、畜舎の洗浄、農機具等の洗浄）のみ使用できます。
- ・ 畑地かんがいへの利用が優先され、渇水時や畑地かんがいの利用者が増えてきた場合、畜産用水としての利用を制限することがあります（都城盆地畜産用水管理事業給水規程第31条5項）。
- ・ 現在、皆さまが畜舎で利用されている水源（井戸・上水道等）につきましては、不測の事態に備えて、いつでも利用できるようにしてください（都城盆地畜産用水管理事業給水規程第7条2項）。
- ・ 畜産用水は暫定的な利用であり、限りある水資源を有効活用していただくため、年間40m³の最低使用水量の制限を設けています。利用水量が年間40m³未満の方は、場合によっては給水装置の切り離しを行う可能性もございますのでご注意ください。
- ・ 畜産用水を非常時（停電時など）のみ利用する、予備水源としての申込みは認められません。畜舎の洗浄や農機具の洗浄でも利用できますので、必ず常時利用してください。

2 配管工事に関して

- ・ 畜産用水は、給水栓から直接利用するのではなく、地中に埋まっているパイプラインから畜舎へ配管して利用するため、工事が必要となります。
- ・ 配管工事については、利用者ご自身で業者の選定を行っていただきます。なお、業者は市の指定業者であれば、どの業者でもかまいません。
- ・ 工事費用については、補助等はありませんので全額自費となります（約30～80万）。

3 使用料金に関して

- ・ 使用料金は、1m³あたり50円です。ただし、月の使用水量が20m³未満の場合に限り、基本料金（1,000円/月）が発生します。
- ・ 使用料金は、申込書をもとに畜産用水の利用者へ請求いたします。
- ・ 使用料金は、事前に提出いただいた皆さまの口座より口座振替にて3ヶ月に1度徴収いたします（都城盆地畜産用水管理事業給水規程第27条）。

4 畜産用水メーターに関して

- ・ 毎月、畜産用水メーターの点検・検針に都城盆地土地改良区もしくは市役所の職員がうかがいます。利用者不在の場合、了解なく敷地内に入ることにつきましてご了承ください（※消毒は徹底いたします）。

- ・ 畜産用水メーターを亡失・き損した場合、原則、使用者等で修繕をお願いします。
- ・ 計量法に基づき、メーターには8年の使用期限があります。メーターの交換は自己負担となりますので、期限満了前に交換をお願いいたします。

5 畜産用水の利用に関して

- ・ 畜産用水は河川の水をパイプラインでそのまま配水しており、浄水施設等で滅菌・消毒・ろ過等の処理をしていません。
- ・ 家畜の飲用水として利用しない場合でも、滴った水を家畜が口に含む恐れがあるため、必ず滅菌機等の設置をお願いします。
- ・ 畜産用水の利用により家畜に事故・被害等が出た場合でも、協議会としては責任を取れませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 畜産用水の使用を中止する場合、使用者に変更がある場合、給水装置等に変更がある場合、又はその他異常がある場合には、すみやかに協議会までご連絡ください。

【2】 利用開始までの流れ

■ 申込書類の種類について

申込書類の種類	準備者
①（様式1号）給水装置等工事申込書 ②（様式2号）誓約書 ③（様式3号）給水契約申込書 ④ 口座振替納付依頼書	畜産用水利用者が準備するもの ※後日、市からお渡しいたします。
⑤ 位置図 ⑥ 平面図 ⑦ 配管図（※図面中に引出線により資材の数量を記載ください） ⑧ 数量表	施工業者が準備するもの ※各3部準備してください。

■ 事務手続きについて

番号	事務手続き	備考
①	施工前の打合せ ・ 農家 ・ 施工業者 ・ 都城盆地土地改良区 ・ 都城盆地畜産用水利用管理協議会（市）	・ 工期日程や場所、工事にかかる注意事項等について確認します。 ・ 「畜産用水給水装置設置工事施工基準」を配布します。
②	畜産用水利用者へ配布	・ 上記①～④の申込書一式を配布します。
③	申込書類（上記①～④、⑤～⑧）の提出・受付	・ 受付後、具体的な工期日程等の打合せをします。
④	申込書類の審査	・ 都城盆地土地改良区、北諸県農林振興局、都城市による内容審査があります。 ・ 審査終了後、通知いたします。
⑤	工事依頼・着手	・ 畜産用水利用者と施工業者の直接契約です。
⑥	完了検査	・ 着工前、施工状況、完成後と不可視部確認の写影が必要となります。 ・ 出来形図（平面図、配管図）、出来形数量表を各3部提出願います。

【3】利用料金のお支払い

1 使用料金

畜産用水の使用料金は、『1m³あたり50円』です。ただし、『月の使用水量が20m³未満の場合に限り、基本料金（1,000円/月）』が発生します。

利用料金は、協議会にて行う毎月のメーターの検針を基に算定します。メーターの検針には、都城盆地土地改良区もしくは市役所の職員が回りますが、利用者不在の場合は、了解なく敷地内に入ることになります。あらかじめご了承ください（※消毒は徹底して行います）。

また、使用料金のお支払いは、『3か月に1度』となります。

期	該 当 月	支 払 日
第1期	4月 5月 6月	7月31日
第2期	7月 8月 9月	10月31日
第3期	10月 11月 12月	1月31日
第4期	1月 2月 3月	4月30日

※支払日が土日にあたる場合は、『直近の平日が引落日』になりますのでご注意ください。

2 支払方法

使用料金のお支払いは、『口座振替』のみとなります。原則、金融機関での振込や現金納付は受け付けておりませんのであらかじめご了承ください。

3 取扱金融機関

口座振替ができる金融機関は、『J A都城』と『宮崎銀行』のみとなります。その他の金融機関では、お取り扱いできませんのでご注意ください。

4 取扱手数料

口座振替にかかる手数料につきましては、『利用者負担』となりますのであらかじめご了承ください。

金融機関名	手数料（税込）
J A都城	110円
宮崎銀行	110円

5 その他

口座引落日に引落しが出来ず、督促状を発した場合は、100円の督促手数料を徴収します。

また督促状発送後も催告に応じない場合は、その滞納日数に応じて、民法で規定された法定利率の割合をもって計算した金額に相当する遅延損害金を徴収します（※給水規程第33、34条）。

【4】緊急連絡先

■ 既存の畑地かんがい施設（パイプライン・給水管等）

・ 通常勤務日

日 時：月曜から金曜の8時30分から17時15分

連絡先：都城盆地土地改良区

住所：都城市山田町山田3881番地7（山田総合支所となり）

電話番号：0986-45-6695

・ 上記以外の日時

日 時：土曜、日曜、祝日、又は月曜～金曜の17時15分以降

連絡先：都城市役所 守衛室

住所：都城市姫城町6街区21号

電話番号：0986-23-2111

■ 畜産用水メーター

・ 通常勤務日

日 時：月曜から金曜の8時30分から17時15分

連絡先：都城盆地畜産用水利用管理協議会

（事務局）都城市農産園芸課 畑かん営農推進担当

住所：都城市姫城町6街区21号（都城市役所4階）

電話番号：0986-23-2425

・ 上記以外の日時

日 時：土曜、日曜、祝日、又は月曜～金曜の17時15分以降

連絡先：都城市役所 守衛室

住所：都城市姫城町6街区21号

電話番号：0986-23-2111

